

第 71 回接続料の算定等に関する研究会の議論を踏まえた
ソフトバンク株式会社への追加質問及び回答
(着信事業者が設定する音声接続料の在り方に関する論点整理①関係)

問 指定設備設置事業者の選択可能化については先行して議論していくべき
と考えるが、その前提として、指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選
択可能となることにより公正競争上どのような効果が期待できると考えら
れるか。

(佐藤構成員)

(ソフトバンク回答)

- 接続料の算定等に関する研究会（第 68 回）の参考資料 68-5 「(着信事
業者が設定する音声接続料の在り方関係)」問 2 や問 3 でもご回答の通り、
ビル&キープ方式については事業者にとってそもそも大きなコスト削減は
見込まれず、その他に期待されるメリットも特段ないものと考えており、エ
ンドユーザにとっても確実なメリットは期待できないと考えているため、指
定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択可能になった場合であっても
公正競争上好影響があるものとはまでは言えないと考えております。
- 現状少なくとも第一種指定電気通信設備設置事業者はビル&キープ方式
を採用できないため、その他の事業者が第一種指定電気通信設備設置事業者
との間でビル&キープ方式を採用したくても制度上できない状態が解消さ
れ、協議により採用することが可能になるという効果はあると思います。
- なお、前提として仮に指定設備設置事業者もビル&キープ方式の選択が可
能になった場合であっても、あくまでも 2 社間で合意できた場合に導入され
るものと考えております。その上でビル&キープ方式採用の協議においては
立場の優位性を活用し、ビル&キープ方式の採択が強制されないことがないよ
う留意する必要があると考えます。